

事 務 連 絡
令 和 8 年 9 月 3 日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人 全国建設業協会
事 業 部

約束手形の利用廃止を踏まえたサプライチェーン全体での
支払の適正化について（周知依頼）

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年1月1日より施行された取適法に加え、令和9年4月1日からは、独占禁止法上の「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法」（以下「支払告示」）が施行されます。

支払告示は、取適法の対象とならない取引であっても、製造委託等を行った事業者が当該製造委託等を受けた事業者に対して、製造委託等代金を給付の受領から起算して60日の期間経過後なお支払わないことを禁止するものであり、サプライチェーン全体での支払の適正化をより一層推進するものです。

加えて、令和9年3月31日には、電子交換所における手形・小切手の利用交換が廃止されることを踏まえ、多くの金融機関が令和8年9月30日を手形・小切手の最終振出期限に設定しています。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、会員企業の皆様にご案内賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・別添_（経産省通知文）約束手形の利用廃止を踏まえたサプライチェーン全体での支払の適正化について

【問い合わせ先】

経済産業省 中小企業庁 事業環境部 取引課

以 上

【担当】事業部 佛川

TEL：03-3551-9396

FAX：03-3555-3218

E-mail：jigyo@zenken-net.or.jp